

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（金融庁）

制 度 名		火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実		
税 目		法人税		
要 望 の 内 容		異常危険準備金制度について、火災保険等 に係る租税特別措置法第 57 条の 5 第 1 項に定める積立率を現行の 100 分の 4（平成 24 年度までの経過措置、本則積立率は 100 分の 2）から 100 分の 5 に引き上げること及び同 7 項に定める洗替保証率を現行の 100 分の 30 から 100 分の 40 に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。 ※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）		一百万円 （▲5,400 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 巨大災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑かつ確実に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、金融サービスの利用者（保険契約者）が安心してそのサービスを利用できること。 (2) 施策の必要性 損害保険会社は、火災保険等の引受を通じて自然災害リスクを保有しており、巨大災害に対して円滑かつ確実に保険金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積立てを行っている。 現行の租税特別措置法において、損害保険会社が積み立てている火災保険等にかかる異常危険準備金のうち、正味収入保険料の 4 %（積立率）の損金算入、残高について正味収入保険料の 30%まで無税積立が認められている。平成 23 年の東日本大震災、タイ洪水、台風や集中豪雨等の自然災害の増加に際して、積み立ててきた準備金を取り崩すことにより政策目標を達成したが、一方で残高率は過去最低水準となっており、いつ発生するか予測ができない巨大災害に備えるため、早急に十分な準備金残高を回復させる必要がある。 本要望は、確実な保険金支払いを確保する観点から、異常危険準備金の積立てを税制面で支援し、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、国民経済の発展に資するものであり、必要不可欠な制度である。 ※平成 17 年度には、監督会計上のルールとして、損害保険会社に対して、巨大災害発生時にも保険金支払余力が確保されるよう新たな自然災害リスク責任準備金制度が導入されている。		
今 回 の 要 望	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ－1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための 制度・環境整備	
		政 策 の 達 成 目 標	巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させる ことにより、国民生活と経済社会の安定に資する。	
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。	

連 する 事項		同上の期間 中 の 達 成 目 標	(政策の達成目標と同じ)	
		政策目標の 達 成 状 況	巨大災害の被害者に対し準備金取崩しにより、円滑かつ確実に保 険金の支払いが行われた。なお、これにより平成 21 年度(前回要望 時)から平成 23 年度では、火災保険等の異常危険準備金残高が 2,775 億円減少し、積立残高率が 15.9% 下降した。	
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	33 社	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	異常危険準備金残高を早期に回復し、必要な準備金残高を確 保することにより、確実な保険金支払いを可能にし、被災した 国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の 経済社会の発展に資することとなる見込み。	
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	なし	
		要望の措置 の 妥 当 性	巨大災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保 険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的で十分な異 常危険準備金の積立てに寄与するものであり妥当なものである。 これまでも平成3年の台風 19 号被害や平成 16 年の台風 10 個上 陸被害、平成 23 年の東日本大震災、タイ洪水、台風や集中豪雨等 の巨大災害が発生しているが、異常危険準備金の取崩しにより円滑 かつ確実に保険契約者に保険金を支払ってきている。 巨大災害に対しては大数の法則が働かないことから、複数年度に わたり収支を均衡させる仕組みとなっている。近年、巨大災害の発生 が相次いでいる状況に鑑み、今後の巨大災害の保険金支払いに備 えるためには、大幅に減少した異常危険準備金を早期に積み上げる とともに、積立残高を増やす必要がある。したがって、積立率を5%、 洗替保証率及び本則積立率適用残高率を 40%に引き上げることを 要望するものである。	
	実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事項	租税特別 措 置 の 適用実績	直近事業年度損金算入額	
			年度	火災保険等
平成 21 年度			691 億円	
平成 22 年度			568 億円	
平成 23 年度			658 億円	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	巨大災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり、本措置は有効である。
	前回要望時の達成目標	巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	巨大災害にかかる保険金支払いに充てるため、計画的に準備金を各損保会社が積み立てているが、これまで以上に巨大災害が発生し、準備金を取り崩して保険金を支払ってきており、損保会社の保険金支払能力向上のため、さらなる準備金の積増しが必要となっている。
これまでの要望経緯		積立率の引上げ（100 分の 5）については、平成 10 年度税制改正から平成 19 年度税制改正まで継続要望（平成 22 年度税制改正で 100 分の 4 の恒久化を要望）。 洗替保証率の引上げについては、平成 8 年度税制改正から（平成 15、16、20～24 年度は要望せず）要望。